

西宮市特定教育・保育施設助成金等交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、小学校就学前の子どもに対する教育及び保育の質の向上等を目的として市長が特定教育・保育施設に交付する助成金及び補助金（以下「助成金等」という。）の適正な執行を図るため、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによるほか、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）、特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等（平成27年内閣府告示第49号）の例による。

- (1) 幼保連携型認定こども園 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園のうち、特定教育・保育施設であるものをいう。
- (2) 幼稚園型認定こども園 西宮市認定こども園の認定等の要件を定める条例（平成30年西宮市条例第43号）第3条に規定する幼稚園型認定こども園のうち、特定教育・保育施設であるものをいう。
- (3) 幼稚園 法第7条第4項に規定する幼稚園のうち、特定教育・保育施設であるものをいう。
- (4) 保育所 法第7条第4項に規定する保育所のうち、特定教育・保育施設であるものをいう。

(助成対象者)

第3条 市長は、次の各号に掲げる特定教育・保育施設（西宮市内に設置されているものに限る。ただし、補助の対象となる事業が幼稚園型一時預かり事業の場合は、この限りでない。）の設置者（以下「助成対象者」という。）に対し、当該各号に定める助成又は補助の対象となる事業等（以下「助成事業等」という。）に係る経費の全部又は一部を助成又は補助することができる。

- (1) 幼保連携型認定こども園 別表第1の助成事業等の欄に掲げる事業等

- (2) 幼稚園型認定こども園 別表第2の助成事業等の欄に掲げる事業等
 - (3) 幼稚園 別表第3の助成事業等の欄に掲げる事業等
 - (4) 保育所 別表第4の助成事業等の欄に掲げる事業等
- 2 別表第1から別表第4までの助成対象事業等の欄に掲げる事業等の内容等及び補助等の基準となる単価は、それぞれ別表第1から別表第4表までの事業内容等の欄及び補助等基準単価の欄に定めるところによる。
- 3 第1項の規定に関わらず、助成対象者が、当該助成事業等に係る費用について、国、都道府県、西宮市以外の市町村又は西宮市の他の補助金等の交付を受ける場合は、当該助成事業等に係る助成金等を交付しない。

(施設の基準)

第4条 助成金等の交付を受けようとする助成対象者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 保育所は西宮市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年西宮市条例第26号）、幼保連携型認定こども園は西宮市幼保連携型認定こども園の学級の編成、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年西宮市条例第16号）、幼稚園型認定こども園は西宮市認定こども園の認定等の要件を定める条例（平成30年西宮市条例第43号）、幼稚園は幼稚園設置基準（昭和31年文部省令第32号）及び西宮市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年西宮市条例第13号）を遵守すること。
- (2) 特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（府政共生第350号・26文科初第1464号・雇児発0331第9号平成27年3月31日付け内閣府政策統括官（共生社会政策担当）・文部科学省初等中等教育局長・厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知。別表第1から別表第4までにおいて「留意事項通知」という。）で定める公定価格の基本分単価における職員構成等を充足すること。
- (3) その提供する教育・保育の内容等について、教育・保育給付認定子どもの保護者等その他の者の理解及び協力を得るよう努めるとともに、これらのものからの苦情に迅速かつ適切に対応すること。

(4) 教育・保育の提供及び施設の運営について、市の教育・保育に係る施策に協力すること。

(交付の申請等)

第5条 助成金等の交付に係る申請等、必要な手続き等については、補助金等の取扱いに関する規則（昭和57年西宮市規則第81号。以下「補助金規則」という。）の規定による。

2 前項の手続きによる申請、変更及び実績報告には、補助金規則に定める書類のほか、市長が必要と認める書類を添えなければならない。

(帳簿等の整備及び保存)

第6条 助成金等の交付の決定を受けた助成対象者は、補助金規則第12条に規定する書類のほか、助成事業等の利用状況等に関する書類を整備し、当該助成事業等の完了後5年間保存しなければならない。

2 助成対象者は、前項の利用状況等に関する書類における個人情報の取扱いについて、適正な管理を行うために必要な措置を講じなければならない。

(交付の時期)

第7条 助成金等は、市長が必要と認めたときは、その全部又は一部を、概算により交付することができる。

(決定の取消し)

第8条 市長は、助成対象者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、助成金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 助成金等を当該助成事業等以外の用途に使用したとき。

(2) 助成金等の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

(3) 助成事業等の内容を市長の承認なしに変更し、中止し、又は廃止したとき。

(4) 助成金等の内容又は教育・保育の提供に関して、詐欺その他不正行為を行ったとき。

(5) 第4条の規定に違反したとき。

(6) 法令、条例、規則若しくはこの要綱又はこれらに基づき市長が行なつた指示に違反したとき。

(助成金等の返還)

第9条 助成対象者は、助成金等の交付の決定の全部又は一部が取り消された場合において、当該取り消しに係る助成金等が既に交付されているときは、補助金規則第19条の規定により、速やかに市長に返還しなければならない。

2 前項の規定は、補助金規則第11条第1項の規定により変更が承認され、既に交付されている助成金等を返還する場合及び補助金規則第15条第4項の規定により交付されるべき助成金等の額が確定した場合において、既にその額を超えて交付されている確定額を超える部分の助成金等を返還する場合について準用する。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年4月1日から実施する。

(要綱の廃止)

2 西宮市民間保育所等助成金要綱及び西宮市認定こども園延長保育事業補助要綱は、廃止する。

(経過措置)

3 西宮市民間保育所等助成金要綱及び西宮市認定こども園延長保育事業補助要綱の実績報告、帳簿等の保管年限等、補助金の返還等の規定は、当該規定により交付された助成金等について、この要綱の実施の日以後においてもなお効力を有する。

付 則

この要綱は、平成29年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成29年5月12日から実施し、平成29年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成29年8月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成30年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成31年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、令和2年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、令和4年4月1日から実施する。

別表第1（幼保連携型認定こども園）

| 助成事業等 | 事業内容等 | 補助等基準単価 | 備考 |
|--------|--|--|--|
| 職員配置助成 | 1 留意事項通知における4歳以上児及び1、2歳児（他市からの受託児童を含む。）の年齢別配置基準と当該基準をそれぞれ20人につき1人、5人につき1人とした場合の教諭、保育教諭及び保育士の差（以下「職員差」という。）に対する常勤の人件費を助成する。 | <p>1 職員差×年額260万円</p> <p>2 公定価格における処遇改善等加算（基礎分及び賃金改善要件分）の加算率の区分により、上記単価に次のとおり加算する。</p> <p>(1) 12%から14% 職員差×年額40万円</p> <p>(2) 15%から17% 職員差×年額80万円</p> <p>(3) 18%以上 職員差×年額120万円</p> | <p>1 当該年度において助成対象となる期間が1年に満たない場合の補助等基準単価については、月割り（千円未満切捨て）により計算する。</p> <p>2 職員差の算出にあたっては、年間で算出することとし、小数を切上げることとするほか、市長が別に定める。</p> <p>3 障害児保育助成を受ける場合は、職員差は、当該助成における加配職員数を控除する。</p> |
| | 2 延長保育事業を実施している施設は、その延長時間に応じて加算する。（西宮市一般型延長保育事業実施要綱における交付要件とは異なる。） | <p>1 保育標準時間認定に係る30分延長実施施設 職員差×年額30万円</p> <p>2 同1時間延長実施施設 職員差×年額45万円</p> <p>3 同2時間以上延長実施施設 職員差×年額75万円</p> | |

| | | | |
|----------------|---|---|--|
| | | (複数の延長時間区分に該当する場合は、最も長い延長時間の区分を適用する。) | 4 公定価格の算定において、満3歳児対応加配加算、チーム保育加配加算、学級編成加配加算又は指導充実加配加算が加算されている場合は、当該年度のこの助成金は交付しない。 |
| 定員弾力化 促進助成 | 利用定員（法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係るものに限る。右欄において同じ。）が40人以上の施設で、保育標準時間認定子ども及び保育短時間認定子ども（他市からの受託児童を含む。）に係る定員弾力化を実施する施設に対して助成する。 | 利用定員の110%を超える保育標準時間認定子ども及び保育短時間認定子ども一人あたり月額5,000円 | |
| 児童福祉施設 運営助成 | 次に掲げる要件の全てに該当する施設に対して助成する。 | 保育標準時間認定子ども及び保育短時間認定子ども（他市からの受託児童 | |

| | | | |
|----------|---|--|------------------------------|
| | <p>(1) 保育標準時間認定及び保育短時間認定に係る児童の健康診断を次のとおり実施すること。</p> <p>小児科 年2回 眼科・耳鼻科・歯科 年1回</p> <p>(2) 損害賠償責任保険等の加入は、次のとおりとすること。</p> <p>ア 独立行政法人日本スポーツ振興センターの行う災害共済給付制度に加入すること。</p> <p>イ アのほか1名につき1億円以上、1事故につき10億円以上の損害を補償する保険に加入すること。</p> <p>(3) (1) 及び(2) について、運営規程で定めること。</p> | <p>を含む。)一人あたり月額 4,000円</p> | |
| 延長保育事業補助 | 西宮市一般型延長保育事業実施要綱に基づく延長保育事業に係る費用の全部又は一部を補助する。 | 当該助成事業等を実施する年度において内閣総理大臣の定める子ども・子育て支援交付金交付要綱 | 当該年度において助成対象となる期間が1年に満たない場合の |

| | | | |
|------------|--|---|--|
| | | に規定する基準額及び西宮市一般型延長保育事業実施要綱第11条に規定する基準額 | 補助等基準単価については、月割り（千円未満切捨て）により計算する。 |
| 産休明け保育促進助成 | 産休明け保育を実施する施設に対して助成する。 | 6箇月未満児（他市からの受託児童を含む。）の利用月数×10万円 | |
| 障害児保育助成 | <p>1 西宮市あゆみ保育実施要綱等に基づく特別な支援が必要な子どもを受入れる施設に対して、職員の加配に必要な費用の全部又は一部を補助する。</p> <p>2 加配が必要と認められた場合、当該認定通知のあった翌月以降から、助成を開始することとする。</p> | <p>1 加配職員が常勤又は常勤的非常勤（1日6時間以上かつ月20日以上勤務）の場合、加配職員1人あたり月額22万円</p> <p>2 加配職員が非常勤（1日6時間未満又は月20日未満勤務）であつて、かつ、職員2人をもって常勤1人に相当すると市長が認めた場合、加配職員2人あたり月額19万円</p> <p>3 加配職員数の算定にあたっては、3歳未満児と3歳以上児を区分する。</p> | <p>多様な事業者の参入促進・能力活用事業の実施について（平成27年7月17日府子本第88号・27文科初第239号・雇児発0717第6号内閣府子ども・子育て本部統括官・文部科学省初等中等教育局長・厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知）により定める多様な事業者の参入促進・能力活用事業実施要綱に基づ</p> |

| | | | |
|----------------------|---|---|--|
| | | | く認定こども園 特別支援教育・ 保育経費の補助 を含む。 |
| 職員研修助 成 | 職員研修に係る費用（旅 費、研修負担金及び講師謝 金等）の全部又は一部を助 成する。 | 職員研修にかかる費用。 ただし、以下の額を上限 とする。 1 施設全体の利用定員 が30人以下 年額6万 円 2 施設全体の利用定員 が31人以上90人以下 年額10万円 3 施設全体の利用定員 が91人以上 年額14 万円 | 1 旅費につい ては、最も経 済的な通常の 経路及び方法 により旅行し た場合の旅費 により計算す る。 2 当該年度に おいて助成対 象となる期間 が1年に満た ない場合の補 助等基準単価 については、 月割り（千円 未満切捨て） により計算す る。 |
| 一般型一時 預かり事業 補助 | 西宮市一般型一時預かり 事業実施要綱に基づく一 般型一時預かり事業に係 る費用の全部又は一部を 補助する。 | 当該助成事業等を実施す る年度において内閣総理 大臣の定める子ども・子 育て支援交付金交付要綱 に規定する基準額 | 当該年度におい て助成対象とな る期間が1年に 満たない場合 は、年間延べ利 用児童数及び基 |

| | | | |
|-----------------|---|---|---|
| | | | 準額を月割り (千円未満切捨て)により計算する。 |
| 幼稚園型一時預かり事業補助 | 西宮市幼稚園型一時預かり事業実施要綱に基づく幼稚園型一時預かり事業に係る費用の全部又は一部を補助する。 | 当該助成事業等を実施する年度において内閣総理大臣の定める子ども・子育て支援交付金交付要綱に規定する基準額 | 当該年度において助成対象となる期間が1年に満たない場合の補助等基準単価については、月割り(十円未満切捨て)により計算する。 |
| 賃貸物件賃料助成 | 子育て支援対策臨時特例交付金による特別対策事業のうち、賃貸物件による保育所整備事業について過去に採択されたことのある施設に対して、事業の実施に係る費用等の一部を助成する。 | 建物の貸主に対して支払う礼金及び建物賃借料(敷金は除く)にかかる費用の4分の3を乗じた額(千円未満は切捨てとする。) | 補助対象期間は、令和11年度までとする。 |
| 保育士宿舍借り上げ支援事業補助 | 西宮市宿舍借り上げ支援事業実施要綱に基づく宿舍借り上げ支援事業に係る費用の全部又は一部を補助する。 | 当該助成事業等を実施する年度において厚生労働大臣の定める保育対策総合支援補助金交付要綱に規定する基準額を上限として当該事業等に要する額 | |
| 保育体制強 | 西宮市保育体制強化事業 | 西宮市保育体制強化事業 | |

| | | | |
|-------|------------------------------------|-----------------|--|
| 化事業補助 | 実施要綱に基づく保育体制強化事業に係る費用の全部又は一部を補助する。 | 実施要綱第6条に規定する基準額 | |
|-------|------------------------------------|-----------------|--|

別表第2（幼稚園型認定こども園）

| 助成事業等 | 事業内容等 | 補助等基準単価 | 備考 |
|--------|---|--|---|
| 職員配置助成 | <p>1 留意事項通知における4歳以上児及び1、2歳児（他市からの受託児童を含む。）の年齢別配置基準と当該基準をそれぞれ20人につき1人、5人につき1人とした場合の教諭、保育教諭及び保育士の差（以下「職員差」という。）に対する常勤の人件費を助成する。</p> | <p>1 職員差×年額260万円</p> <p>2 公定価格における処遇改善等加算（基礎分及び賃金改善要件分）の加算率の区分により、上記単価に次のとおり加算する。</p> <p>(1) 12%から14% 職員差×年額40万円</p> <p>(2) 15%から17% 職員差×年額80万円</p> <p>(3) 18%以上 職員差×年額120万円</p> | <p>1 当該年度において助成対象となる期間が1年に満たない場合の補助等基準単価については、月割り（千円未満切捨て）により計算する。</p> <p>2 職員差の算定にあたっては、年間で算出することとし、小数を切上げることに</p> |
| | <p>2 延長保育事業を実施している施設は、その延長時間に応じて加算する。（西宮市一般型延長保育事業実施要綱における交付要件とは異なる。）</p> | <p>1 保育標準時間認定に係る30分延長実施施設 職員差×年額30万円</p> <p>2 同1時間延長実施施設 職員差×年額45万円</p> <p>3 同2時間以上延長実施施設 職員差×年額75万円</p> | <p>するほか、市長が別に定める。</p> <p>3 障害児保育助成を受ける場合は、職員差は、当該助成における加配職員数を控除する。</p> |

| | | | |
|---------------|---|---|--|
| | | (複数の延長時間区分に該当する場合は、最も長い延長時間の区分を適用する。) | 4 公定価格における満3歳児対応加配加算、チーム保育加配加算、学級編成加配加算又は指導充実加配加算を受けている場合は、当該年度のこの助成金は交付しない。 |
| 定員弾力化 促進助成 | 利用定員（法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係るものに限る。右欄において同じ。）が40人以上の施設で、保育標準時間認定子ども及び保育短時間認定子ども（他市からの受託児童を含む。）に係る定員弾力化を実施する施設に対して助成する。 | 利用定員の110%を超える保育標準時間認定子ども及び保育短時間認定子ども一人あたり月額5,000円 | |
| 延長保育事業補助 | 西宮市一般型延長保育事業実施要綱に基づく延長保育事業に係る費用の全部又は一部を補助する。 | 当該助成事業等を実施する年度において内閣総理大臣の定める子ども・子育て支援交付金交付要綱 | 当該年度において助成対象となる期間が1年に満たない場合の |

| | | | |
|------------|---|--|-----------------------------------|
| | | に規定する基準額及び西宮市一般型延長保育事業実施要綱第11条に規定する基準額 | 補助等基準単価については、月割り（千円未満切捨て）により計算する。 |
| 産休明け保育促進助成 | 産休明け保育を実施する施設に対して助成する。 | 6箇月未満児（他市からの受託児童を含む。）の利用月数×10万円 | |
| 障害児保育助成 | <p>1 特別な支援が必要な子ども（法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係るものに限る。）を受入れる施設に対して、職員の加配に必要な費用の全部又は一部を補助する。</p> <p>2 多様な事業者の参入促進・能力活用事業の実施について（平成27年7月17日府子本第88号・27文科初第29号・雇児発0717第6号内閣府子ども・子育て本部統括官・文部科学省初等中等教育局長・厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知）により定める多様な事業者の</p> | 当該助成事業等を実施する年度において内閣総理大臣の定める子ども・子育て支援交付金交付要綱に規定する基準額 | |

| | | | |
|--------------|---|---|---|
| | <p>参入促進・能力活用事業 実施要綱に基づく認定 こども園特別支援教育 ・保育経費の補助による。</p> | | |
| 職員研修助成 | <p>職員研修に係る費用（旅費、研修負担金及び講師謝金等）の全部又は一部を助成する。</p> | <p>職員研修にかかる費用。ただし、以下の額を上限とする。</p> <p>1 施設全体の利用定員が30人以下 年額6万円</p> <p>2 施設全体の利用定員が31人以上90人以下 年額10万円</p> <p>3 施設全体の利用定員が91人以上 年額14万円</p> | <p>1 旅費については、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。</p> <p>2 当該年度において助成対象となる期間が1年に満たない場合の補助等基準単価については、月割り（千円未満切捨て）により計算する。</p> |
| 一般型一時預かり事業補助 | <p>西宮市一般型一時預かり事業実施要綱に基づく一般型一時預かり事業に係る費用の全部又は一部を補助する。</p> | <p>当該助成事業等を実施する年度において内閣総理大臣の定める子ども・子育て支援交付金交付要綱に規定する基準額</p> | <p>当該年度において助成対象となる期間が1年に満たない場合は、年間延べ利</p> |

| | | | |
|-----------------|---|---|---|
| | | | 用児童数及び基準額を月割り（千円未満切捨て）により計算する。 |
| 幼稚園型一時預かり事業補助 | 西宮市幼稚園型一時預かり事業実施要綱に基づく幼稚園型一時預かり事業に係る費用の全部又は一部を補助する。 | 当該助成事業等を実施する年度において内閣総理大臣の定める子ども・子育て支援交付金交付要綱に規定する基準額 | 当該年度において助成対象となる期間が1年に満たない場合の補助等基準単価については、月割り（十円未満切捨て）により計算する。 |
| 保育士宿舎借り上げ支援事業補助 | 西宮市宿舎借り上げ支援事業実施要綱に基づく宿舎借り上げ支援事業に係る費用の全部又は一部を補助する。 | 当該助成事業等を実施する年度において厚生労働大臣の定める保育対策総合支援補助金交付要綱に規定する基準額を上限として当該事業等に要する額 | |

別表第3（幼稚園）

| 助成事業等 | 事業内容等 | 補助等基準単価 | 備考 |
|---------------|---|--|--|
| 一般型一時預かり事業補助 | 西宮市一般型一時預かり事業実施要綱に基づく一般型一時預かり事業に係る費用の全部又は一部を補助する。 | 当該助成事業等を実施する年度において内閣総理大臣の定める子ども・子育て支援交付金交付要綱に規定する基準額 | 当該年度において助成対象となる期間が1年に満たない場合は、年間延べ利用児童数及び基準額を月割り（千円未満切捨て）により計算する。 |
| 幼稚園型一時預かり事業補助 | 西宮市幼稚園型一時預かり事業実施要綱に基づく幼稚園型一時預かり事業に係る費用の全部又は一部を補助する。 | 当該助成事業等を実施する年度において内閣総理大臣の定める子ども・子育て支援交付金交付要綱に規定する基準額 | 当該年度において助成対象となる期間が1年に満たない場合の補助等基準単価については、月割り（十円未満切捨て）により計算する。 |

別表第4（保育所）

| 助成事業等 | 事業内容等 | 補助等基準単価 | 備考 |
|--------|--|--|---|
| 職員配置助成 | <p>1 留意事項通知における4歳以上児及び1、2歳児（他市からの受託児童を含む。）の年齢別配置基準と当該基準をそれぞれ20人につき1人、5人につき1人とした場合の保育士の差（以下「職員差」という。）に対する常勤の person 費を助成する。</p> | <p>1 職員差×年額260万円</p> <p>2 公定価格における処遇改善等加算（基礎分及び賃金改善要件分）の加算率の区分により、上記単価に次のとおり加算する。</p> <p>(1) 12%から14% 職員差×年額40万円</p> <p>(2) 15%から17% 職員差×年額80万円</p> <p>(3) 18%以上 職員差×年額120万円</p> | <p>1 当該年度において助成対象となる期間が1年に満たない場合の補助等基準単価については、月割り（千円未満切捨て）により計算する。</p> <p>2 職員差の算定にあたっては、年間で算出することとし、小数を切上げることに</p> |
| | <p>2 延長保育事業を実施している施設は、その延長時間に応じて加算する。（西宮市一般型延長保育事業実施要綱における交付要件とは異なる。）</p> | <p>1 保育標準時間認定に係る30分延長実施施設 職員差×年額30万円</p> <p>2 同1時間延長実施施設 職員差×年額45万円</p> <p>3 同2時間以上延長実施施設 職員差×年額75万円</p> | <p>するほか、市長が別に定める。</p> <p>3 障害児保育助成を受ける場合、職員差は、当該助成における加配職員数を控除する。</p> |

| | | | |
|---------------|---|---|--|
| | | (複数の延長時間区分に該当する場合は、最も長い延長時間の区分を適用する。) | 4 公定価格におけるチーム保育推進加算を受けている場合は、当該年度のこの助成金は交付しない。 |
| 定員弾力化 促進助成 | 利用定員（法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係るものに限る。右欄において同じ。）が40人以上の施設で、保育標準時間認定子ども及び保育短時間認定子ども（他市からの受託児童を含む。）に係る定員弾力化を実施する施設に対して助成する。 | 利用定員の110%を超える保育標準時間認定子ども及び保育短時間認定子ども一人あたり月額5,000円 | |
| 児童福祉施設運営助成 | 次に掲げる要件の全てに該当する施設に対して助成する。 (1) 保育標準時間認定及び保育短時間認定に係る児童の健康診断を次のとおり実施すること。 小児科 年2回 | 保育標準時間認定子ども及び保育短時間認定子ども（他市からの受託児童を含む。）一人あたり月額4,000円 | |

| | | | |
|----------|---|--|---|
| | <p>眼科・耳鼻科・歯科 年1回</p> <p>(2) 損害賠償責任保険等の加入は、次のとおりとすること。</p> <p>ア 独立行政法人日本スポーツ振興センターの行う災害共済給付制度に加入すること。</p> <p>イ アのほか1名につき1億円以上、1事故につき10億円以上の損害を補償する保険に加入すること。</p> <p>(3) (1) 及び(2) について、運営規程で定めること。</p> | | |
| 延長保育事業補助 | 西宮市一般型延長保育事業実施要綱に基づく延長保育事業に係る費用の全部又は一部を補助する。 | 当該助成事業等を実施する年度において内閣総理大臣の定める子ども・子育て支援交付金交付要綱に規定する基準額及び西宮市一般型延長保育事業実施要綱第11条に規定する基準額 | 当該年度において助成対象となる期間が1年に満たない場合の補助等基準単価については、月割り（千円未満切捨て）により計算する。 |
| 産休明け保 | 産休明け保育を実施する | 6箇月未満児（他市からの | |

| | | | |
|-------------|--|--|--|
| 育促進助成 | 施設に対して助成する。 | 受託児童を含む。) の利用 月数×10万円 | |
| 障害児保育 助成 | 1 西宮市あゆみ保育実 施要綱に基づく特別な 支援が必要な子どもを 受入れる施設に対し て、職員の加配に必要 な費用の全部又は一部 を補助する。 2 加配が必要と認めら れた場合、当該認定通 知のあった翌月以降か ら、助成を開始するこ ととする。 | 1 加配職員が常勤又は 常勤的非常勤(1日6時間 以上かつ月20日以上勤 務)の場合、加配職員1人 あたり月額22万円 2 加配職員が非常勤(1 日6時間未満又は月20 日未満勤務)であって、か つ、職員2人をもって常勤 1人に相当すると市長が 認めた場合、加配職員2人 あたり月額19万円 3 加配職員数の算定に あたっては、3歳未満児と 3歳以上児を区分する。 | |
| 職員研修助 成 | 職員研修に係る費用(旅 費、研修負担金及び講師 謝金等)の全部又は一部 を助成する。 | 職員研修にかかる費用。た だし、以下の額を上限とす る。 1 施設全体の利用定員 が30人以下 年額6万 円 2 施設全体の利用定員 が31人以上90人以下 年額10万円 3 施設全体の利用定員 が91人以上 年額14 万円 | 1 旅費につい ては、最も経 済的な通常の 経路及び方法 により旅行し た場合の旅費 により計算す る。 2 当該年度に おいて助成対 象となる期間 が1年に満た |

| | | | |
|---------------|---|--|--|
| | | | ない場合の補助等基準単価については、月割り（千円未満切捨て）により計算する。 |
| 地域子育て支援促進事業助成 | 西宮市地域子育て支援促進事業実施要綱で定める地域子育て支援促進事業等に係る費用の全部又は一部を助成する。 | 西宮市地域子育て支援促進事業実施要綱に規定する基準額 | |
| 一般型一時預かり事業補助 | 西宮市一般型一時預かり事業実施要綱に基づく一般型一時預かり事業に係る費用の全部又は一部を補助する。 | 当該助成事業等を実施する年度において内閣総理大臣の定める子ども・子育て支援交付金交付要綱に規定する基準額 | 当該年度において助成対象となる期間が1年に満たない場合は、年間延べ利用児童数及び基準額を月割り（千円未満切捨て）により計算する。 |
| 賃貸物件賃料助成 | 子育て支援対策臨時特例交付金による特別対策事業のうち、賃貸物件による保育所整備事業について過去に採択されたことのある施設に対して、事業の実施に係る費用の一 | 建物の貸主に対して支払う礼金及び建物賃借料（敷金は除く）にかかる費用の4分の3を乗じた額（千円未満は切捨てとする。） | 補助対象期間は、令和11年度までとする。 |

| | | | |
|-------------------------|---|---|--|
| | 部を助成する。 | | |
| 保育士宿舎 借り上げ支 援事業補助 | 西宮市宿舎借り上げ支援 事業実施要綱に基づく宿 舎借り上げ支援事業に係 る費用の全部又は一部を 補助する。 | 当該助成事業等を実施す る年度において厚生労働 大臣の定める保育対策総 合支援補助金交付要綱に 規定する基準額を上限と して当該事業等に要する 額 | |
| 保育体制強 化事業補助 | 西宮市保育体制強化事業 実施要綱に基づく保育体 制強化事業に係る費用の 全部又は一部を補助す る。 | 西宮市保育体制強化事業 実施要綱第6条に規定す る基準額 | |